

さかの林業再生プロジェクト推進事業補助金交付要綱

令和3年10月19日林業第1373号 制定
令和5年 4月 3日林業第 283号 改正
令和7年 4月 1日林業第 68号 改正
令和8年 4月 1日林業第 85号 改正

(趣旨)

第1条 知事は、森林資源の循環利用を通じた林業の再生及び森林の適正な管理を通じた荒廃化の未然防止のため、小規模で分散している森林における施業の集約化を通じ、林業事業体の作業効率の向上及び事業量の増大、経営基盤の強化等を図るため、別表1の事業主体（以下「補助事業者」という。）が行う、さかの林業再生プロジェクト推進事業（以下「事業」という。）に要する経費に対して、予算の範囲内において、補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）、さかの林業再生プロジェクト推進事業実施要領（以下「要領」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 この要綱に基づく補助金の補助事業者は、自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 補助事業者は、前項の（2）から（7）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(交付の対象経費及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、別表1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない部分については、この限りでない。
- 3 第 1 項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が要領第 6 条第 1 項に定める日までとし、提出部数は 1 部とする。
- 4 規則第 4 条第 3 項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから、当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、60 日とする。

（補助金の交付の条件）

第 5 条 規則第 5 条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- （2）事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類又は証拠物（以下「帳簿等」という。）を整備し、事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。
- （3）同項（2）に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿等、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。
- （4）知事は、補助事業者が第 2 条に該当することが判明したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部、又は一部を取り消すことができる。
- （5）知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し又は補助金の交付の内容、条件、その他法令等若しくは指示に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消しすることができる。

（竣工検査及び補助金の査定）

第 6 条 知事は、森林の集約化にかかる活動の結果、間伐等の森林作業が完了し、補助金の交付を受けようとする者から補助金交付申請の提出があったときは、竣工検査を行い、補助金の査定を行う。

（補助金の交付決定及び確定通知等）

第 7 条 知事は、前条の規定による補助金査定の結果に基づいて、補助金の交付決定及び額の確定をしたときは補助金の交付を受けようとする者に様式第 2 号により通知するものとする。

- 2 第 4 条第 2 項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、前項の交付決定及び額の確定を受けた後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（第 4 条第 2 項の規定により減額した各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第 3 号により速やかに知事に報

告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金の交付）

第8条 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第4号のとおりとする。

（書類の経由）

第9条 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、所轄農林事務所を経由しなければならない。

ただし、第8条に規定する補助金交付請求は、所轄農林事務所を経由しないものとする。

附 則

この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和5年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和7年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和8年度分の補助金から適用する。

別表 1

事業主体	補助対象となる活動	補助率
林業経営体（林野庁が定めた林業経営体の考え方に沿って、知事が選定した林業経営体（選定経営体））かつ、森林経営計画の認定を受けた者（市町を除く）もしくは、特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成 20 年法律第 32 号）に規定する特定間伐等促進計画をいう。）において特定間伐等の事業実施主体に位置付けられた者（市町を除く） または、森林所有者（立木の管理者含む）から森林作業にかかる委託（造林補助事務を含む）を受け、森林経営計画や特定間伐等促進計画に基づき事業を実施できる者。	集約化活動 ・ 森林の現況調査 ・ 森林所有者の調査 ・ 作業計画の策定 ・ 路網整備計画の策定 ・ 集落説明会等の開催	定額 （ただし、補助金額は、知事が別表 2 に定める施業区分ごとの単価及び施業実績（実施面積又は実施延長）、森林所有区分（他者所有又は自己所有）に基づき算出して得た額とし、千円未満を切り捨てた額とする。）

別表 2 補助単価

施業区分	単価（円）		単位
	他者所有林	自己所有林	
人工造林	116,000	107,000	h a 当たり
下刈り	55,000	16,000	h a 当たり
枝打ち	22,000	18,000	h a 当たり
除伐	22,000	18,000	h a 当たり
保育間伐	24,000	20,000	h a 当たり
間伐	136,000	130,000	h a 当たり
森林作業道	300	300	m 当たり

様式第 1 号（第 4 条関係）

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住所
氏名

年度さかの林業再生プロジェクト推進事業補助金（第 期申請）交付申請書

年度において、下記のとおりさかの林業再生プロジェクト推進事業を完了したので、補助金を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及びさかの林業再生プロジェクト推進事業補助金交付要綱の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 補助金交付申請内訳書及び明細書 別記 1・2 のとおり
- 3 事業の効果

別記 1

さがの林業再生プロジェクト推進事業補助金交付申請内訳書

年度 (第 期)		申請者名	
-------------	--	------	--

市町	計画名 (団地名)	施業種	所有区分	事業量		補助単価 (円) (定額)	補助金額 (円) 千円未満切捨て	備考
				面積 (ha)	延長 (m)			
合計								

(注) 計画名は、森林経営計画又は特定間伐等促進計画とし、計画ごとに明細書を作成すること。森林経営計画の場合は、() 書きで団地名 (属人計画の場合は認定番号) を記載すること。

(2) 面積は、小数点以下第3位を切り捨て、小数点以下第2位止めで記載すること。

(3) 延長は、小数点以下第1位を切り捨て、整数止めで記載すること。

さがの林業再生プロジェクト推進事業補助金交付申請明細書

[illegible]

(注)

- (1) 計画名は、森林経営計画又は特定間伐等促進計画とし、森林経営計画の場合は（ ）書きで団地名（属人計画の場合は認定番号）を記載すること。
- (2) 整理番号及び枝番は造林事業の申請書と一致させること。
- (3) 面積は、小数点以下第3位を切り捨て、小数点以下第2位止めで記載すること。
- (4) 延長は、小数点以下第1位を切り捨て、整数止めで記載すること。
- (5) 説明会の実施状況（地域・個別）には有無を記載すること。
- (6) 間伐で森林作業道開設を伴う場合は備考欄に開設路線名を記載すること。
- (7) 森林作業道は、路線名を備考欄に記載すること。

様式第2号（第7条の1関係）

第 号
年 月 日

様

佐賀県知事 印

年度さかの林業再生プロジェクト推進事業補助金（第 期申請）の交付決定及び額の確定について（通知）

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度さかの林業再生プロジェクト推進事業補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号）第4条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定し、あわせて、同規則第13条の規定により、その額を確定したので、同規則第6条及び第13条の規定により通知します。

記

- 1 この補助金の対象となる事業は、年 月 日付け 第 号で申請のあったさかの林業再生プロジェクト推進事業とし、その内容については当該申請書記載のとおりとする。
- 2 補助対象面積 h a （別記内訳書のとおり）
- 3 補助金の交付決定及び確定額 金 円（別記内訳書のとおり）
- 4 この補助金は、次の事項を条件として交付するものとする。
 - （1）規則及び「さかの林業再生プロジェクト推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）」の規定に従うこと。
 - （2）事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類又は証拠物（以下「帳簿等」という。）を整備し、事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

- (3) 同項(2)に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿等、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。
- (4) 知事は、補助事業者が要綱第2条に該当することが判明したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部、又は一部を取り消すことができる。
- (5) 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し又は補助金の交付の内容、条件、その他法令等若しくは指示に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消しすることができる。

別記

さがの林業再生プロジェクト推進事業補助金交付決定内訳書

年度 (第 期)	申請者名

市町	計画名 (団地名)	施業種	所有区分	事業量		補助額 (円) (定額)	補助金額 (円) 千円未満切捨て	備考
				面積 (ha)	延長 (m)			
合計								

様式第3号（第7条の2関係）

第 年 月 日 号

佐賀県知事 様

申請者 住所
氏名

年度さかの林業再生プロジェクト推進事業補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額
報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定及び額の確定通知があつた
年度さかの林業再生プロジェクト推進事業補助金について、さかの林業再生プロジェクト推進事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|-------------------------------------|---|---|
| 1 佐賀県補助金等交付規則第13条の補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| (年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | | |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額 | 金 | 円 |

(注) 別記「 年度さかの林業再生プロジェクト推進事業補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額集計表」及びその他参考資料を添付すること。

年度さがの林業再生プロジェクト推進事業補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額集計表

事業区分	事業主体名	事業費	県補助金	課税方式	仕入れに係る消費税額及び地方消費税額	補助率	仕入れに係る消費税等相当額	消費税確定未確定	備考
		円	円		円		円		
合 計									

- (注) 1 当該補助金の事業主体（消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者若しくは消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した事業者が事業主体である場合（消費税法第60条第4項に該当する地方公共団体又は人格のない社団等が事業主体であるものを除く。）を含む。）について記載すること。
- 2 「課税方式」欄には、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の確定時において、消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者にあつては「免税」、消費税法第37条第1項の規定による届出書を出した事業者にあつては「簡易課税」、その他の事業者にあつては「課税」と記入すること。
- 3 「仕入れに係る消費税額及び地方消費税額」欄は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税額を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 4 「仕入れに係る消費税等相当額」欄は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税額を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。
- 5 「消費税確定未確定」欄は、消費税法第9条第1項の規定に該当する場合、消費税法第37条第1項の規定による届出書を提出した場合並びに消費税及び地方消費税の確定申告を行った場合には「確定」、それ以外の場合には「未確定」と記載すること。

様式第4号（第8条関係）

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住所
氏名

さかの林業再生プロジェクト推進事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定及び額の確定通知があったさかの林業再生プロジェクト推進事業補助金として、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及びさかの林業再生プロジェクト推進事業補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請 求 額 金 円

金融機関
種 別
口座番号
口座名義